

下條村集落支援員募集要項

令和5年9月1日採用予定(受付期間6月1日～7月20日)

はじめに

【集落支援員とは】

人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などが重大な問題となっています。

このような集落が直面する問題に対応するために、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方公共団体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施し、集落のあり方について話し合いを通じて、集落の維持・活性化に向けた取り組みを展開するものです。

【当地域の最近の課題】

下條村では、リニア中央新幹線や三遠南信自動車の開通を見据え、首都圏や中京圏、関西圏での移住イベントでのPRや、合原地籍の「お試し住宅(平成29年～)、同じく「お試しオフィス(令和4年～)」の開設をはじめ、移住施策を展開していて移住に関する問い合わせも徐々に増えてきました。その中で住居に関する内容もあり、村が近年抱える課題の一つである増加している空き家の有効活用を推進したいと考えます。

【課題と集落支援員への期待】

下條村では、平成9年度より若者定住促進住宅の建設を開始し、現在10棟あります。また、子育て支援策の充実を図り、その結果、平成2年度には3,859人であった人口も、平成17年度には4,204人と増加し、合計特殊出生率は全国平均を大きく上回り、平成26年単年では、2.03人でした。

そのような状況ではありましたが、令和5年4月の人口は3,505人と年々減少となっているのが現状です。

移住者を募り、子どもの声が響き合う村を目指し、また田舎でのスローライフを希望する方を受け入れる、そんな雰囲気醸し出したいと考えます。

今までの経験を活かし、更には熱い情熱を持ち、「小さくても、瞳輝く人で溢れるような村づくり」を目指し、以下に示す志を持った集落支援員を募集します。

- (1)地域の空き家の調査及び有効活用の研究
- (2)移住・交流事業に関する活動
- (3)地域住民間における話し合い活動及び協同の推進に関する活動

募 集 要 項

| 項 目 | 内 容 |
|---------|--|
| 業 務 概 要 | <p>(1)地域の空き家の調査及び有効活用の研究 村内の空き家の状況調査と改築方法の検討、関係事業者との連絡調整</p> <p>(2)移住・交流事業に関する活動 移住・交流希望者への住居情報の提供と利活用提案 下條村への移住定住を促進するための企画等</p> <p>(3)地域住民間における話し合い活動及び協同の推進に関する活動 村内集落での協同取り組み活動の支援と情報提供</p> |
| 募 集 対 象 | <p>(1)年 齢 等 令和 5 年 4 月 1 日現在で 20 歳以上概ね 60 歳未満の方</p> <p>(2)性 別 問わない</p> <p>(3)住所要件 採用時に下條村に住民票を有する方</p> <p>(4)資 格 宅地建物取引士または建築士(級は問いません) 普通自動車免許 パソコンの操作のできる方(ワード・エクセル等)</p> <p>(5)そ の 他 ・心身ともに健康で、地域おこしに意欲があり、自身も住民とともに地域活動に積極的に参加できる方 ・他の定職に就いている場合も応募可能(副業制限はありません)</p> <p>(6)地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当しない方</p> |
| 募 集 人 員 | 1 名 |
| 勤 務 場 所 | 下條村役場及び村内一円 |
| 勤 務 時 間 | <p>・勤務日数 週 3 日 間</p> <p>・勤務時間 原則 8 時 30 分から 17 時 15 分(1 日 7 時間 45 分)</p> |
| 賃 金 等 | 月 額 148,000円 (令和5年4月時点) |

| | |
|---------------|---|
| 雇用形態等 | <ul style="list-style-type: none"> ・選考の結果により、村長が委嘱(村との雇用関係はありません。) ・委嘱期間は原則1年間とし、協議により延長あり ただし、村長が集落支援員として相応しくないと判断した場合は、委嘱期間中に解嘱することがあります。 ・詳細は下條村集落支援員設置要綱による。 |
| 待遇・福利厚生 | <ul style="list-style-type: none"> ① 村営住宅入居可能。使用料は村の補助があります。(上限あり) ② 健康保険、厚生年金、雇用保険へは本人の責任で加入。 ③ 業務上必要となる自動車・消耗品・備品は村で貸与します。 ④ 活動に係る経費は、協議のうえ予算の範囲内で村が負担。 ⑤ 上記以外の経費は自己負担となります。 |
| 申込受付期間 と方法 | <p>令和5年6月1日(木)から令和5年7月20日(木)までに、 郵便か持参にて以下のものを提出して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申込用紙(http://www.vill-shimojo.jp/gyousei/gyousei-info/saiyou/2023-0525-1643-3.html からダウンロードしてください。) ② 作文(応募の動機等 400字～800字) ③ 現住所の住民票 ④ 最終学歴卒業証明書又は卒業見込証明書 ⑤ 各種資格取得証(写:A4コピー) |
| 参考 URL | 下條村ホームページ http://www.vill-shimojo.jp |
| 審査方法 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 第1次選考(書類・作文審査) ・書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。 (2) 第2次選考(面接試験:8月7日(月)に実施) 第1次選考合格者を対象に、下條村役場にて面接試験を実施します。(第2次選考までの旅費・経費等は自己負担となります。) (3) 最終選考 第2次選考終了後、合格者に文書で通知します。 |
| 備考 | <p>応募について、お気軽にお問い合わせください。 【応募・お問い合わせ先】 399-2101 長野県下伊那郡下條村睦沢 8801 番地 1 下條村役場 総務課企画財政係 宛 TEL 0620-27-2346 FAX 0260-27-3536 Eメール sjkizai@vill-shimojo.jp</p> |